

令和 4 年 2 月

北九州市議会定例会議案

付 議 議 案

議案番号	件名	ページ
議案第 1 号	令和 4 年度北九州市一般会計予算について	別冊
議案第 2 号	令和 4 年度北九州市国民健康保険特別会計予算について	
議案第 3 号	令和 4 年度北九州市食肉センター特別会計予算について	
議案第 4 号	令和 4 年度北九州市卸売市場特別会計予算について	
議案第 5 号	令和 4 年度北九州市渡船特別会計予算について	
議案第 6 号	令和 4 年度北九州市土地区画整理特別会計予算について	
議案第 7 号	令和 4 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算について	
議案第 8 号	令和 4 年度北九州市港湾整備特別会計予算について	
議案第 9 号	令和 4 年度北九州市公債償還特別会計予算について	
議案第 10 号	令和 4 年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算について	
議案第 11 号	令和 4 年度北九州市土地取得特別会計予算について	
議案第 12 号	令和 4 年度北九州市駐車場特別会計予算について	
議案第 13 号	令和 4 年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について	
議案第 14 号	令和 4 年度北九州市産業用地整備特別会計予算について	
議案第 15 号	令和 4 年度北九州市漁業集落排水特別会計予算について	
議案第 16 号	令和 4 年度北九州市介護保険特別会計予算について	
議案第 17 号	令和 4 年度北九州市空港関連用地整備特別会計予算について	
議案第 18 号	令和 4 年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計予算について	
議案第 19 号	令和 4 年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算について	
議案第 20 号	令和 4 年度北九州市後期高齢者医療特別会計予算について	
議案第 21 号	令和 4 年度北九州市市民太陽光発電所特別会計予算について	

議案第 22号	令和4年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算について	
議案第 23号	令和4年度北九州市上水道事業会計予算について	
議案第 24号	令和4年度北九州市工業用水道事業会計予算について	
議案第 25号	令和4年度北九州市交通事業会計予算について	
議案第 26号	令和4年度北九州市病院事業会計予算について	
議案第 27号	令和4年度北九州市下水道事業会計予算について	
議案第 28号	令和4年度北九州市公営競技事業会計予算について	
議案第 29号	北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について	… 1
議案第 30号	北九州市手数料条例の一部改正について	… 11
議案第 31号	北九州市芸術文化施設条例の一部改正について	… 14
議案第 32号	北九州市民生委員の定数を定める条例の一部改正について	… 17
議案第 33号	北九州市国民健康保険条例の一部改正について	… 20
議案第 34号	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	… 29
議案第 35号	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	… 32
議案第 36号	北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部改正について	… 42
議案第 37号	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	… 48
議案第 38号	北九州都市圏広域行政推進協議会の廃止に関する協議について	… 53
議案第 39号	市有地の処分について	… 55
議案第 40号	市有地の処分について	… 58
議案第 41号	北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について	… 60
議案第 42号	公有水面埋立てによる土地確認について	… 63
議案第 43号	町の区域の変更について	… 66
議案第 44号	鹿児島本線戸畑・枝光間及び鹿児島貨物線浜小倉・黒崎間 汐井町牧山海岸線架道橋新設工事委託協定の一部変更について	… 69
議案第 45号	基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する同意について	… 71

議案第 46号	包括外部監査契約締結について	… 74
議案第 47号	指定管理者の指定について（北九州市旧古河鋳業若松ビル）	… 76
議案第 48号	令和3年度北九州市一般会計補正予算について	} 別冊
議案第 49号	令和3年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算について	
議案第 50号	令和3年度北九州市卸売市場特別会計補正予算について	
議案第 51号	令和3年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	
議案第 52号	令和3年度北九州市港湾整備特別会計補正予算について	
議案第 53号	令和3年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	
議案第 54号	令和3年度北九州市駐車場特別会計補正予算について	
議案第 55号	令和3年度北九州市産業用地整備特別会計補正予算について	
議案第 56号	令和3年度北九州市下水道事業会計補正予算について	
議案第 57号	令和3年度北九州市公営競技事業会計補正予算について	

議案第 29 号

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、執行機関内で連携を行うことができる特定個人情報を追加する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

北九州市個人番号の利用に関する条例（平成27年北九州市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項事務の欄中「事務」の次に「（公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務及び住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務を除く。別表第2の32の項において同じ。）」を加える。

別表第2の10の項特定個人情報の欄第1号中「身体障害者福祉法」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報又は身体障害者福祉法」に、「又は」を「若しくは」に改め、同表の12の項事務の欄中「（昭和26年法律第193号）」を削り、同項特定個人情報の欄中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

（1） 児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の17の項事務の欄中「（昭和35年法律第84号）」を削り、同項特定個人情報の欄中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

（1） 児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の25の項特定個人情報の欄第1号中「障害者関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報又は障害者関係情報」に改め、同表の27の項を次のように改める。

27 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
-------	---------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------

別表第2の31の項特定個人情報の欄第2号中「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」を「地方税関係情報」に改め、同表の32の項特定個人情報の欄第1号中「障害者関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報又は障害者関係情報」に改め、同表の35の項特定個人情報の欄第3号中「障害者関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報又は障害者関係情報」に改め、同欄中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の37の項特定個人情報の欄第2号中「障害者関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報又は障害者関係情報」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新		旧	
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)	
機関	事務	機関	事務
略		略	
2 市長	北九州市営住宅条例 (平成9年北九州市条例第34号) による市営住宅等の管理に関する事務 (昭和26年法律第193号) による公営住宅の管理に関する事務及び住宅地区改良法 (昭和35年法律第84号) による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務を除く。別表第2の3.2の項において同じ。) であって規則で定めるもの	2 市長	北九州市営住宅条例 (平成9年北九州市条例第34号) による市営住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの
略		略	

新		旧	
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
機関	専務	機関	専務
	略		略
10 市長	(1) <u>児童福祉法</u> による児童及びその家庭についての <u>調査及び判定に関する情報</u> 又は <u>身体障害者福祉法</u> による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に関する知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 略 (3) 略	10 市長	(1) <u>身体障害者福祉法</u> による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に関する知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 略 (3) 略

新		旧	
略		略	
12 市長	<p>公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(1) <u>児童福祉法</u>による<u>児童及びその家庭</u>についての<u>調査及び判定に関する情報</u>であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	12 市長	<p>公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>
略		略	
17 市長	<p>住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(1) <u>児童福祉法</u>による<u>児童及びその家庭</u>についての<u>調査及び判定に関する情報</u>であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	17 市長	<p>住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>
略		略	
25 市長	(1) <u>児童福祉法</u> による <u>児童及びその家庭</u> についての	25 市長	(1) <u>障害者関係情報</u> であって規則で定めるもの

新		旧	
略	調査及び判定に関する情報又は障害者関係情報であつて規則で定めるもの (2) 略 (3) 略	略	(2) 略 (3) 略
略		略	
27 市長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	27 削除	
略		略	
31 市長	(1) 略 (2) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの	31 市長	(1) 略 (2) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条列の規定により算定した

新		旧	
略	(3) 略 (4) 略	略	<u>税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報</u> （以下「 <u>地方税関係情報</u> 」という。） <u>）</u> であって規則で定めるもの (3) 略 (4) 略
3.2 市長	(1) <u>児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報</u> 又は <u>障害者関係情報</u> であつて規則で定めるもの (2) ～ (5) 略	3.2 市長	(1) <u>障害者関係情報</u> であつて規則で定めるもの (2) ～ (5) 略
略		略	
3.5 市長	(1) 略 (2) 略 (3) <u>児童福祉法による児童及びその家庭についての</u>	3.5 市長	(1) 略 (2) 略 (3) <u>障害者関係情報</u> であつて規則で定めるもの

新	旧
<p>略</p> <p>調査及び判定に関する情報又は障害者関係情報であつて規則で定めるもの (4)～(15) 略 <u>(16) 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</u> <u>(17) 略</u></p>	<p>略</p> <p>(4)～(15) 略 <u>(16) 略</u></p>
<p>略</p> <p>37 市長</p> <p>(1) 略 (2) <u>児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報</u>又は障害者関係情報であつて規則で定めるもの (3)～(6) 略</p>	<p>略</p> <p>37 市長</p> <p>(1) 略 (2) <u>障害者関係情報</u>であつて規則で定めるもの (3)～(6) 略</p>

旧	新
<p data-bbox="352 181 424 1070">略</p>	<p data-bbox="352 1144 424 2031">略</p>

議案第 30 号

北九州市手数料条例の一部改正について

北九州市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、関係規定を改める必要があるため、この条例案を提出する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第106号中「第20条の2第13項」を「第20条の2第14項」に、「第38条の4第22項」を「第38条の4第24項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新					旧				
別表 (第2条関係)					別表 (第2条関係)				
手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	備考		手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	備考	
(106)	略	略			(106)	略	略		
租税特別措置法施行令第20条の2第14項又は第38条の4第24項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査					租税特別措置法施行令第20条の2第13項又は第38条の4第22項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査				

議案第 31 号

北九州市芸術文化施設条例の一部改正について

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州市立若松市民会館に楽器庫を新設することに伴い、使用料を設定するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例

北九州市芸術文化施設条例（平成15年北九州市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第2の市民会館の楽器庫使用料の項中

	楽器庫2	1月	12,000円	を
	楽器庫2	1月	12,000円	に
若松市民会館	楽器庫1	1月	9,700円	
	楽器庫2	1月	8,800円	
	楽器庫3・4	1月	7,100円	

改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

参考

北九州市芸術文化施設条例新旧対照表

新		旧	
別表第2 (第4条関係)		別表第2 (第4条関係)	
施設の種類	使用料	施設の種類	使用料
市民会館		市民会館	
略		略	
楽器庫	略	黒崎文化ホール	略
若松市民会館	略	黒崎文化ホール	略
楽器庫2	1月 12,000円	楽器庫2	1月 12,000円
楽器庫1	1月 9,700円		
楽器庫2	1月 8,800円		
楽器庫3・4	1月 7,100円		
略		略	
略		略	
注 略		注 略	

議案第 32 号

北九州市民生委員の定数を定める条例の一部改正について

北九州市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 民生委員の定数の適正化を図るため、関係規定を改める必要がある
ので、この条例案を提出する。

北九州市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

北九州市民生委員の定数を定める条例（平成26年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,591人」を「1,593人」に改める。

付 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

参考

北九州市民生委員の定数を定める条例新旧対照表

新	旧
<p>(定数) 第2条 民生委員の定数は、<u>1,593人</u>とする。</p>	<p>(定数) 第2条 民生委員の定数は、<u>1,591人</u>とする。</p>

議案第 33 号

北九州市国民健康保険条例の一部改正について

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、未就学児に係る保険料の被保険者均等割額を減額する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第10条の3各号列記以外の部分中「第20条」の次に「又は第20条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第14条の2各号列記以外の部分中「第20条」の次に「又は第20条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第14条の1第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第20条の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改め、同条第1項中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

第20条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第20条の3 市長は、当該年度において世帯主の世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合においては、当該世帯主に対して課する当該年度分の被保険者均等割額（未就学児につき第12条の3、第14条第1項第2号、第14条の7又は第14条の10第1項第2号の規定により算定した被保険者均等割額（第20条の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。次項において同じ。）を減額する。

2 前項の規定により減額する額は、当該年度分の当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第20条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

新	旧
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第10条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第20条又は第20条の3の規定により保険料の額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額のうち一般被保険者に係る額、第25条の規定により保険料の額を減免するものとした場合にあつてはその減免することとなる額のうち一般被保険者に係る額)の総額(以下「基礎賦課総額」という。))は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア〜ウ 略</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要す</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第10条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第20条の規定により保険料の額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額のうち一般被保険者に係る額、第25条の規定により保険料の額を減免するものとした場合にあつてはその減免することとなる額のうち一般被保険者に係る額)の総額(以下「基礎賦課総額」という。))は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア〜ウ 略</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要す</p>

新	旧
<p>る費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金並びに第25条の規定により減免することとなる額のうち一般被保険者に係る額の見込総額を基準として算定した額並びに国民健康保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))の額</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第20条又は第20条の3の規定により保険料の額を減額するものとした場合)にあってはその減額することとなる額のうち一般被保険者に係る額、第25条の規定により保険料の額を減免するものとした場合にあってはその減免することとなる額のうち一般被保険者に係る額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。))は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金並びに第25条の規定により減免することとなる額のうち一般被保</p>	<p>る費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び第25条の規定により減免することとなる額のうち一般被保険者に係る額の見込総額を基準として算定した額並びに国民健康保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))の額</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第20条の規定により保険料の額を減額するものとした場合にあってはその減額することとなる額のうち一般被保険者に係る額、第25条の規定により保険料の額を減免するものとした場合にあってはその減免することとなる額のうち一般被保険者に係る額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。))は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び第25条の規定により減免することとなる額のうち一般被保険者に係る額の見込総額を基準</p>

新	旧
<p>険者に係る額の見込総額を基準として算定した額を除く。)の額 (介護納付金賦課総額)</p> <p>第14条の1 1 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第20条の規定により保険料の額を減額するものとした場合)は、その減額することとなる額のうち介護納付金賦課被保険者に係る額、第25条の規定により保険料の額を減免するものとした場合)は、その減免することとなる額のうち介護納付金賦課被保険者に係る額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金並びに第25条の規定により減免することとなる額のうち介護納付金賦課被保険者に係る額の見込総額を基準として算定した額を除く。)の額 (低所得者の保険料の減額)</p> <p>第20条 市長は、当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この条において同じ。)現在において世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属</p>	<p>として算定した額を除く。)の額 (介護納付金賦課総額)</p> <p>第14条の1 1 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第20条の規定により保険料の額を減額するものとした場合)は、その減額することとなる額のうち介護納付金賦課被保険者に係る額、第25条の規定により保険料の額を減免するものとした場合)は、その減免することとなる額のうち介護納付金賦課被保険者に係る額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び第25条の規定により減免することとなる額のうち介護納付金賦課被保険者に係る額の見込総額を基準として算定した額を除く。)の額 (保険料の減額)</p> <p>第20条 市長は、当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この条において同じ。)現在において世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属</p>

新	旧
<p>者（以下「世帯主等」という。）につき算定した地方税法第7.0.3条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第3.3条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第3.5条の2の6第1.1項又は第1.5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第3.3条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第3.4条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第3.5条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第3.5条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第3.5条の3第1.5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第3.5条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第3.5条の2の6第1.5項又は第3.5条の3第1.3項若しくは第1.5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第3.5条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第3.5条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第1.0項に規定する条約適用利子等の額及び同条第1.2項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合算額が、地方税法第3.1.4条の4条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得を有する者（前年中に同法第7.0.3条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2.8条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定</p>	<p>者（以下「世帯主等」という。）につき算定した地方税法第7.0.3条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第3.3条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第3.5条の2の6第1.1項又は第1.5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第3.3条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第3.4条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第3.5条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第3.5条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第3.5条の3第1.5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第3.5条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第3.5条の2の6第1.5項又は第3.5条の3第1.3項若しくは第1.5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第3.5条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第3.5条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第1.0項に規定する条約適用利子等の額及び同条第1.2項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合算額が、地方税法第3.1.4条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得を有する者（前年中に同法第7.0.3条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2.8条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得</p>

新	旧
<p>する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に28万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、市長が定める基準に従い当該納付義務者に対して課する当該年度の被保険者均等割額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する。</p> <p>2 略</p> <p><u>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</u></p> <p><u>第20条の3 市長は、当該年度において世帯主の世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合においては、当該世帯主に対して課する当該年度の被保険者均等割額（未就学児につき第12条の3、第14条第1項第2号、第14条の7又は第14条の10第1項第2号の規定により算定した被保険者均等割額（第20条</u></p>	<p>控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に28万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、市長が定める基準に従い当該納付義務者に対して課する当該年度の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する。</p> <p>2 略</p>

新	旧
<p>の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。次項において同じ。)を減額する。</p> <p>2. 前項の規定により減額する額は、当該年度分の当該被保険者均等割額に1.0分の5を乗じて得た額(当該額に1.0円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。</p>	

議案第 34 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州市立畑保育所及び北九州市立少年支援センターを廃止するた
め、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の保育所の項中

「

〃 畑 〃	〃 若松区大谷 町3番1号
〃 若松コスモス 〃	〃 〃 浜町 二丁目10番13号

を

」

「

〃 若松コスモス 〃	〃 若松区浜町 二丁目10番13号
---------------	----------------------

に

」

改め、同表の少年支援センターの項を削る。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

参考 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

新		旧	
別表第1 (第3条関係)			
施設の種別	目的又は事業	名称	位置
保育所	略	略	略
		若松コスモス	若松区大谷町3番1号
		若松コスモス	若松区浜町二丁目10番13号
		略	略
略			
少年支援センター	少年、その保護者等の相談に対し、心理療法、補導活動等を行うことにより少年等を支援し、少年の福祉の増進を図る。	北九州市立少年支援センター	北九州市小倉北区田町14番24号
		略	略

議案第 35 号

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
改正について

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳児
院等の長の資格に係る基準を変更する等のため、関係規定を改める必要があ
るので、この条例案を提出する。

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年北九州市条例第64号）の一部を次のように改正する。

目次中「第71条」の次に「・第72条」を加える。

第29条第2項中「家庭支援専門相談員は、精神保健福祉士の資格を有する者」を「前項の家庭支援専門相談員は」に改め、同条第4項中「心理療法担当職員」を「前項の心理療法担当職員」に、「第1条に規定する」を「第1条の」に改め、「第61条第7号」の次に「並びに付則第4項」を加え、「第108条第2項に規定する大学」を「第108条第3項の短期大学」に改め、「において同じ。）」の次に「若しくは大学院（同法第97条の大学院をいう。以下同じ。）」を、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改め、同条第5項及び第6項本文中「看護師」を「第1項の看護師」に改める。

第31条第1項第4号ア中「法第12条の3第2項第4号に規定する」及び「（以下「児童福祉司」という。）」を削り、「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「に規定する社会福祉主事（以下」を「の社会福祉主事（第39条第1項第4号イ及び第60条第1項第4号イにおいて）」に、「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第38条第3項中「心理療法担当職員」を「前項の心理療法担当職員」に改め、「大学」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改め、同条第5項中「母子支援員」を「第1項の母子支援員」に改め、同条第6項中「少年を指導する職員」を「第1項の少年を指導する職員」に改める。

第39条第1項第4号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第55条第2項第6号イ中「による」を「により」に改め、「（同法第97条に規定する大学院をいう。以下同じ。）」を削る。

第59条第2項中「家庭支援専門相談員は、精神保健福祉士の資格を有する

者」を「前項の家庭支援専門相談員」に改め、同条第4項中「大学」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改め、同条第6項本文中「児童指導員」を「第1項の児童指導員」に改め、同条第7項本文中「看護師」を「第1項の看護師」に改める。

第60条第1項第4号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第71条を第72条とし、第9章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第71条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第29条第4項の改正規定、第31条第1項第4号アの改正規定(「法第12条の3第2項第4号に規定する」及び「(以下「児童福祉司」という。)」を削る部分に限る。)、第38条第3項、第55条第2項第6号イ及び第59条第4項の改正規定並びに第71条を第72条とし、第9章中同条の前に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設(以下「乳児院等」という。)の長である者は、改正後の北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に規定する乳児院等の長である者とみなす。

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第8章 略</p> <p>第9章 雑則 (第71条・<u>第72条</u>)</p> <p>付則</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 <u>前項の家庭支援専門相談員は、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>前項の心理療法担当職員は、大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の大学をいう。第55条第2項第6号エ及び第61条第7号並びに付則第4項を除き、以下同じ。)(同法第108条第3項の短期大学を除く。第38条第3項、第59条第4項並びに第61条第4号及び第5号において同じ。)若しくは大学院(同法第97条の大学院をいう。以下同じ。))において心理学を専修する学科、<u>研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</u></u></p> <p>5 <u>第1項の看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第8章 略</p> <p>第9章 雑則 (第71条)</p> <p>付則</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 <u>家庭支援専門相談員は、精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>心理療法担当職員は、大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学をいう。第55条第2項第6号エ及び第61条第7号を除き、以下同じ。)(同法第108条第2項に規定する大学を除く。第38条第3項、第59条第4項並びに第61条第4号及び第5号において同じ。))において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</u></p> <p>5 <u>看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上</u></p>

新	旧
<p>3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上（これらの合計数が7人未満であるときは、7人以上）とする。</p> <p>6 <u>第1項の看護師</u>は、保育士又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児が10人を超える場合はおおむね10人増すごとに1人以上看護師を置かなければならない。</p> <p>7 略 （乳児院の長の資格等）</p> <p>第31条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に必要なる知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する資格認定のための講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>（国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>相談援助業務</u>を含む。）に従事した期間</p> <p>イ <u>社会福祉法第18条第1項の社会福祉主事</u>（<u>第39条第1項第4号イ及び</u></p>	<p>の幼児おおむね4人につき1人以上（これらの合計数が7人未満であるときは、7人以上）とする。</p> <p>6 <u>看護師</u>は、保育士又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児が10人を超える場合はおおむね10人増すごとに1人以上看護師を置かなければならない。</p> <p>7 略 （乳児院の長の資格等）</p> <p>第31条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に必要なる知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する資格認定のための講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア <u>法第12条の3第2項第4号に規定する児童福祉司</u>（以下「<u>児童福祉司</u>」<u>という。</u>）となる資格を有する者にあつては、<u>児童福祉事業</u>（国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>児童福祉に関する事務</u>を含む。）に従事した期間</p> <p>イ <u>社会福祉法第18条第1項に規定する社会福祉主事</u>（以下「<u>社会福祉主事</u></p>

新	旧
<p>第60条第1項第4号イにおいて「社会福祉主事」という。)となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間(アに掲げる期間に該当する期間を除く。)</p> <p>ウ 略</p> <p>2 略 (職員)</p> <p>第38条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の心理療法担当職員</u>は、大学若しくは<u>大学院</u>において心理学を専修する学科、<u>研究科</u>若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者でなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 第1項の<u>母子支援員</u>の数は、母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては2人以上、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては3人以上とする。</p> <p>6 第1項の<u>少年を指導する職員</u>の数は、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上とする。 (母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第39条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させ</p>	<p>」という。)となる資格を有する者にあつては、<u>社会福祉事業</u>に従事した期間(アに掲げる期間に該当する期間を除く。)</p> <p>ウ 略</p> <p>2 略 (職員)</p> <p>第38条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>心理療法担当職員</u>は、大学において心理学を専修する学科若しくは<u>これに相当する課程</u>を修めて卒業した者であつて個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者と認められる者でなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>母子支援員</u>の数は、母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては2人以上、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては3人以上とする。</p> <p>6 <u>少年を指導する職員</u>の数は、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上とする。 (母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第39条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させ</p>

新	旧
<p>るための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する資格認定のための講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者においては、<u>相談援助業務</u>（国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>相談援助業務</u>を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者においては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間（アに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>ウ 略</p> <p>2 略</p> <p>(職員)</p> <p>第55条 略</p> <p>2 前項の児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育</p>	<p>るための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する資格認定のための講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者においては、<u>児童福祉事業</u>（国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>児童福祉に関する事業</u>を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者においては、<u>社会福祉事業</u>に従事した期間（アに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>ウ 略</p> <p>2 略</p> <p>(職員)</p> <p>第55条 略</p> <p>2 前項の児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育</p>

新	旧
<p>学を専修する学科又はこれらに相当する課程において<u>優秀な成績で単位を修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により</u>大学院への入学が認められた者</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>(職員)</p> <p>第59条 略</p> <p>2 <u>前項の家庭支援専門相談員は、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかにかに該当する者でなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 前項の心理療法担当職員は、大学若しくは<u>大学院</u>において心理学を専修する学科、<u>研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者</u>であって、個人及び<u>集団心理療法の技術を有する者</u>を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>第1項の児童指導員及び保育士の総数は、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5.5人につき1人以上とする。ただし、児童4.5人以下を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。</u></p>	<p>学を専修する学科又はこれらに相当する課程において<u>優秀な成績で単位を修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定による大学院（同法第97条に規定する大学院をいう。以下同じ。）への入学が認められた者</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>(職員)</p> <p>第59条 略</p> <p>2 <u>家庭支援専門相談員は、精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかにかに該当する者でなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 前項の心理療法担当職員は、大学において心理学を専修する学科若しくは<u>これに相当する課程を修めて卒業した者</u>であって、個人及び<u>集団心理療法の技術を有するもの</u>又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>児童指導員及び保育士の総数は、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5.5人につき1人以上とする。ただし、児童4.5人以下を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。</u></p>

新	旧
<p>7 <u>第1項</u>の看護師の数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。</p> <p>(児童養護施設の長の資格等)</p> <p>第60条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する資格認定のための講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>(国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>相談援助業務</u>を含む。)に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間(アに掲げる期間に該当する期間を除く。)</p> <p>ウ 略</p> <p>2 略</p> <p>(電磁的記録)</p> <p><u>第7.1条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副</u></p>	<p>7 <u>看護師</u>の数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。</p> <p>(児童養護施設の長の資格等)</p> <p>第60条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する資格認定のための講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>児童福祉事業</u>(国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>児童福祉</u>に関する事務を含む。)に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>社会福祉事業</u>に従事した期間(アに掲げる期間に該当する期間を除く。)</p> <p>ウ 略</p> <p>2 略</p>

新	旧
<p>本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。) で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>(委任) 第72条 略</p>	<p>(委任) 第71条 略</p>

議案第 36 号

北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部改正について

北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 消防団員に対する出動報酬を新設する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例（昭和40年北九州市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（報酬の区分）

第6条 消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第6条の次に次の3条を加える。

（年額報酬の額）

第6条の2 年額報酬の額は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、消防団員がその年度の最初の月以外の月にその職に就いたとき、又はその年度の最終の月以外の月にその職を離れたとき（当該消防団員が当該月に再び当該職に就いたときを除く。）は、別表第2及び別表第3に規定する年額報酬の額を月割りすることによって得た額を当該消防団員の年額報酬の額とする。

3 消防団員がその年度の最初の月以外の月に昇任又は降任により階級に異動を生じたときは、当該消防団員が当該月の前月に当該異動前の職を離れ、及び当該月に当該異動後の職に就いたものとみなして、前項の規定を適用する。

（出動報酬の額）

第6条の3 出動報酬の額は、別表第4のとおりとする。

（報酬の支給）

第6条の4 年額報酬は、その4分の1の額を7月、10月、翌年の1月及び翌年の4月の各月の末日までに支給する。

2 出動報酬は、その月の出動に係る額を当該月の翌月の末日までに支給する。

第7条を次のように改める。

（費用弁償）

第7条 消防団員が災害（水火災、地震等の災害をいう。以下同じ。）、警戒、訓練等の出動のため旅行をするときは、当該旅行について、費用弁償とし

て旅費を支給する。

- 2 消防団員が災害、警戒、訓練等の出動のためその者の住居（当該者が消防団の区域内に居住しない者である場合は、勤務する場所）と消防団施設との間の往復をするときは、当該往復について、費用弁償として当該往復に要する費用を支給する。
- 3 前2項の規定により支給する費用の額は、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和38年北九州市条例第73号）第1条に規定する第1号会計年度任用職員の例により市長が定める。
- 4 第1項の規定により支給する旅費及び第2項の規定により支給する費用は、その月の旅行及び往復に係る額を当該月の翌月の末日までに支給する。

第11条ただし書中「水火災その他の」を削り、「、消防団長」を「消防団長」に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第6条の3関係）

区分	報酬額	備考
災害のための出動	出動した1日につき7時間45分ごとに8,000円	1 災害のための出動は、災害現場等で指揮責任者からの指示により消火活動、救急活動、救助活動、水防活動、避難所運営活動その他これらに準ずる活動に従事するための出動に限る。
警戒、訓練等のための出動	出動した1日につき7時間45分ごとに5,000円	2 出動が翌日以後にわたる場合の当該翌日以後の時間は、当該出動を開始した日の時間とみなす。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第6条、第6条の3、第6条の4第2項、第7条及び別表第4の規定は、この条例の施行の日以後に開始する出動について適用し、同日前に開始した出動については、なお従前の例による。

参考 北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p><u>(報酬の区分)</u></p> <p><u>第6条 消防団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。</u></p> <p><u>(年額報酬の額)</u></p> <p><u>第6条の2 年額報酬の額は、別表第2及び別表第3のとおりとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、消防団員がその年度の最初の月以外の月にその職に就いたとき、又はその年度の最終の月以外の月にその職を離れたとき（当該消防団員が当該月に再び当該職に就いたときを除く。）は、別表第2及び別表第3に規定する年額報酬の額を月割りすることによって得た額を当該消防団員の年額報酬の額とする。</u></p>	<p><u>(報酬)</u></p> <p><u>第6条 消防団員に、別表第2に定める額の報酬を支給する。</u></p> <p><u>2 別表第3に定める消防団員には、前項の規定による報酬のほか、別表第3に定める額の報酬を支給する。</u></p> <p><u>3 報酬は、年額を4分し、1月、4月、7月、10月にそれぞれの前月までの分を支給する。</u></p> <p><u>4 新たに消防団員になった者には、その月から報酬を支給する。ただし、退職した者が退職した月において再び消防団員となったときは、その月の報酬は支給しない。</u></p> <p><u>5 昇任、降任により報酬額に異動を生じた者には、その月から新たな額の報酬を支給する。</u></p> <p><u>6 消防団員が退職したときは、その月まで報酬を支給する。</u></p> <p><u>7 前3項の規定により報酬を支給する場合には、月割により計算する。</u></p>

新	旧
<p><u>3 消防団員がその年度の最初の月以外の月に昇任又は降任により階級に異動を生じたときは、当該消防団員が当該月の前月に当該異動前の職を勤め、及び当該月に当該異動後の職に就いたものとみなして、前項の規定を適用する。</u> <u>(出勤報酬の額)</u> <u>第6条の3 出勤報酬の額は、別表第4のとおりとする。</u> <u>(報酬の支給)</u> <u>第6条の4 年額報酬は、その4分の1の額を7月、10月、翌年の1月及び翌年の4月の各月の末日までに支給する。</u> <u>2 出勤報酬は、その月の出勤に係る額を当該月の翌月の末日までに支給する。</u> <u>(費用弁償)</u> <u>第7条 消防団員が災害（水火災、地震等の災害をいう。以下同じ。）、警戒、訓練等の出勤のため旅行をするときは、当該旅行について、費用弁償として旅費を支給する。</u> <u>2 消防団員が災害、警戒、訓練等の出勤のためその者の住居（当該者が消防団の区域内に居住しない者である場合は、勤務する場所）と消防団施設との間の往復をするときは、当該往復について、費用弁償として当該往復に要する費用を支給する。</u> <u>3 前2項の規定により支給する費用の額は、非常勤職員の報酬、費用弁償及び班末手当に関する条例（昭和38年北九州市条例第73号）第1条に規定する第1号会計年度任用職員の例により市長が定める。</u> <u>4 第1項の規定により支給する旅費及び第2項の規定により支給する費用は、そ</u></p>	<p><u>(費用弁償)</u> <u>第7条 消防団員が災害、警戒、訓練等のため出勤したときは、出勤1回につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を費用弁償として支給する。</u> <u>(1) 災害のための出勤（災害現場で、指揮責任者からの指示により消火活動、救急活動、救助活動、水防活動その他これらに準ずる活動に従事した場合に限る。） 7,000円</u> <u>(2) 前号に掲げる出勤以外の出勤 4,400円</u> <u>2 前項第1号に掲げる出勤の1回の出勤時間が5時間を超える場合は、7,000円を同号に定める額の費用弁償に加算して支給する。</u></p>

新

の月の旅行及び往復に係る額を当該月の翌月の末日までに支給する。

(服務規律)

第11条 消防団員は、消防団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、災害の発生を知ったときは、あらかじめ消防団長が指示するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

別表第4 (第6条の3関係)

区分	報酬額	備考
災害のための出勤	出勤した1日につき7時間45分ごとに8,000円	1 災害のための出勤は、災害現場等で指揮責任者からの指示により消火活動、救急活動、救助活動、水防活動、避難所運営活動その他これらに準ずる活動に従事するための出勤に限る。 2 出勤が翌日以後にわたる場合の当該翌日以後の時間は、当該出勤を開始した日の時間とみなす。
警戒、訓練等のための出勤	出勤した1日につき7時間45分ごとに5,000円	

旧

(服務規律)

第11条 消防団員は、消防団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ、消防団長が指示するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

議案第 37 号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 教育支援センターを新設するため、関係規定を改める必要がある
ので、この条例案を提出する。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
 条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「児童文化施設」の次に「、教育支援センター」を加える。

第7条に次の1号を加える。

（9） 教育支援センター

別表第2中

		# 小倉北区 も文化会館	# 小倉北区 下到津四丁目3番 2号	を
		# 小倉北区 も文化会館	# 小倉北区 下到津四丁目3番 2号	に
教育支援センター	不登校又は不登校のおそれがある児童生徒に対する教育の場の提供、教育相談等を行うことにより、その社会的な自立を図る。	北九州市立金田教育支援センター	北九州市小倉北区田町14番24号	
		# 小倉南区 若園	# 小倉南区 若園五丁目1番5号	
		# 八幡西区 相生	# 八幡西区 相生町20番1号	
		# 黒崎	# 黒崎三丁目15番3号	

改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。
（北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和３年北九州市条例第３７号）の一部を次のように改正する。
第７条中第８号を第９号とし、第７号を第８号とし、第６号の次に１号を加える改正規定中「第８号を」を「第９号を第１０号とし、第８号を」に改める。

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教育施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校その他学校教育に関する公の施設及び生涯学習センター、図書館、美術館、博物館、文学館、史料館、視聴覚センター、青少年の家、児童文化施設、<u>教育支援センター</u>その他社会教育に関する公の施設をいう。</p> <p>(教育施設の職員)</p> <p>第7条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第31条第2項の規定により、次に掲げる教育施設（指定管理者に管理を行わせる施設を除く。）に事務職員、技術職員その他の必要な職員を置く。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>教育支援センター</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教育施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校その他学校教育に関する公の施設及び生涯学習センター、図書館、美術館、博物館、文学館、史料館、視聴覚センター、青少年の家、児童文化施設その他社会教育に関する公の施設をいう。</p> <p>(教育施設の職員)</p> <p>第7条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第31条第2項の規定により、次に掲げる教育施設（指定管理者に管理を行わせる施設を除く。）に事務職員、技術職員その他の必要な職員を置く。</p> <p>(1)～(8) 略</p>

新				旧			
別表第2 (第3条関係) 社会教育関係				別表第2 (第3条関係) 社会教育関係			
施設の種類	目的又は事業	名称	位置	施設の種類	目的又は事業	名称	位置
児童文化施設	講座の開設、グループ活動の指導者の育成等の事業を行うことにより、児童文化の向上を図る。	こども文化会館	小倉北区 下到尾四丁目3番 2号	児童文化施設	講座の開設、グループ活動の指導者の育成等の事業を行うことにより、児童文化の向上を図る。	こども文化会館	小倉北区 下到尾四丁目3番 2号
教育支援センター	不登校又は不登校のおそれがある児童生徒に対する教育の場の提供、教育相談等を行うことにより、その社会的な自立を図る。	北九州市立金田教育支援センター 若園	北九州市小倉北区 田町14番24号 小倉南区 若園五丁目1番5号				
		相生	八幡西区 相生町20番1号				
		黒崎	黒崎三丁目15番3号				

議案第 38 号

北九州都市圏広域行政推進協議会の廃止に関する協議について

北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町が設置している北九州都市圏広域行政推進協議会の廃止について、次のとおり協議する。

令和 4 年 2 月 18 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州都市圏広域行政推進協議会を廃止するに当たり、地方自治法第 252 条の 6 の規定によりその例によることとされる同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、この案を提出する。

記

北九州都市圏広域行政推進協議会の廃止に関する協議事項

令和 4 年 3 月 31 日限り、北九州都市圏広域行政推進協議会を廃止する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（協議会の設置）

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 略

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4～6 略

（協議会の組織の変更及び廃止）

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

議案第 39 号

市有地の処分について
市有地を次のとおり売り払う。
令和 4 年 2 月 18 日提出

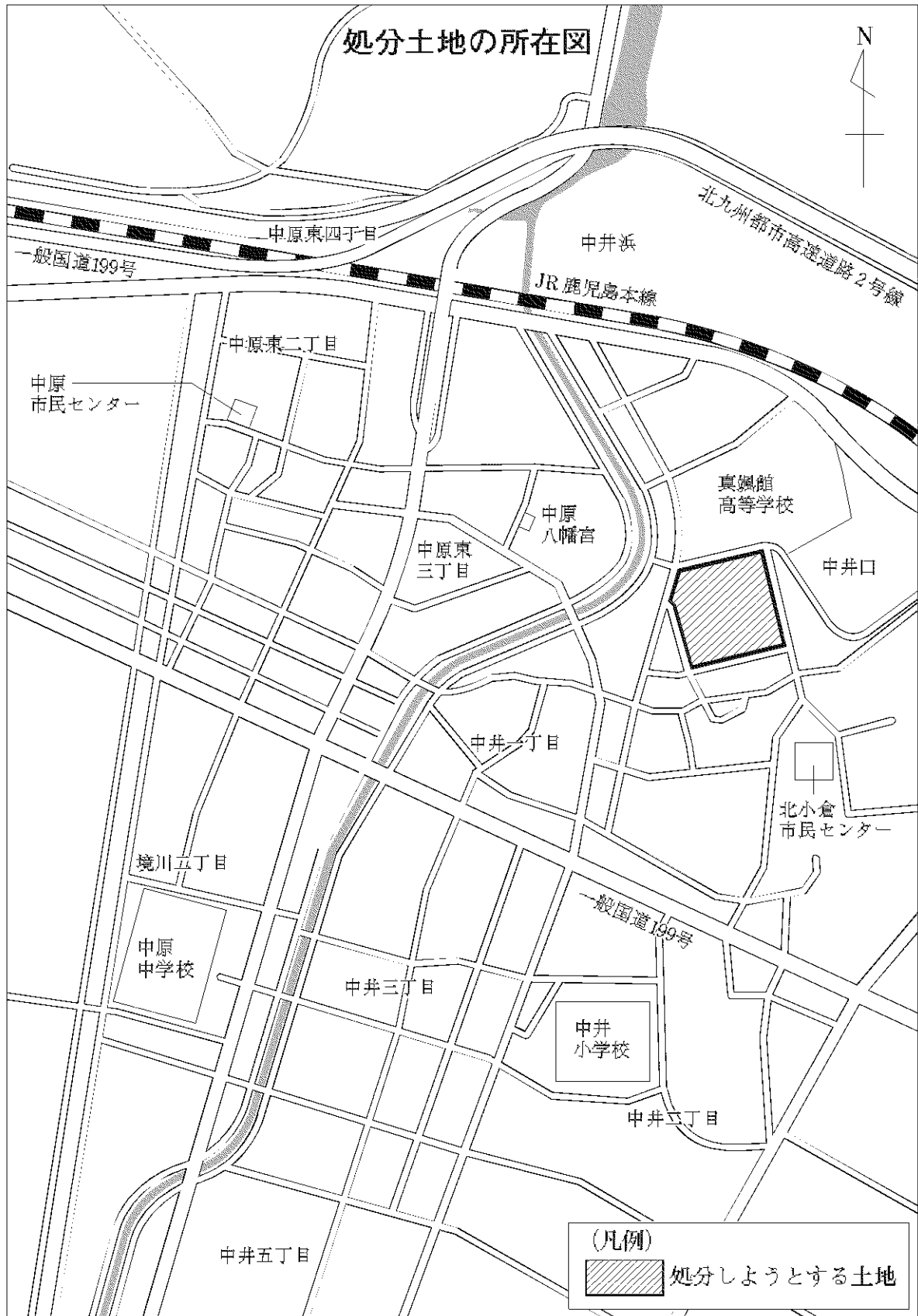
北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 小倉北区中井口に所在する市有地を学校用地として売り払うため、
北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第
3 条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 土地の地目及び所在地
宅地
小倉北区中井口 4 番 6
- 2 土地の面積
1 万 4, 8 6 1. 4 9 平方メートル
- 3 売払い予定金額
7 億円

参 考



北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第40号

市有地の処分について
市有地を次のとおり売り払う。

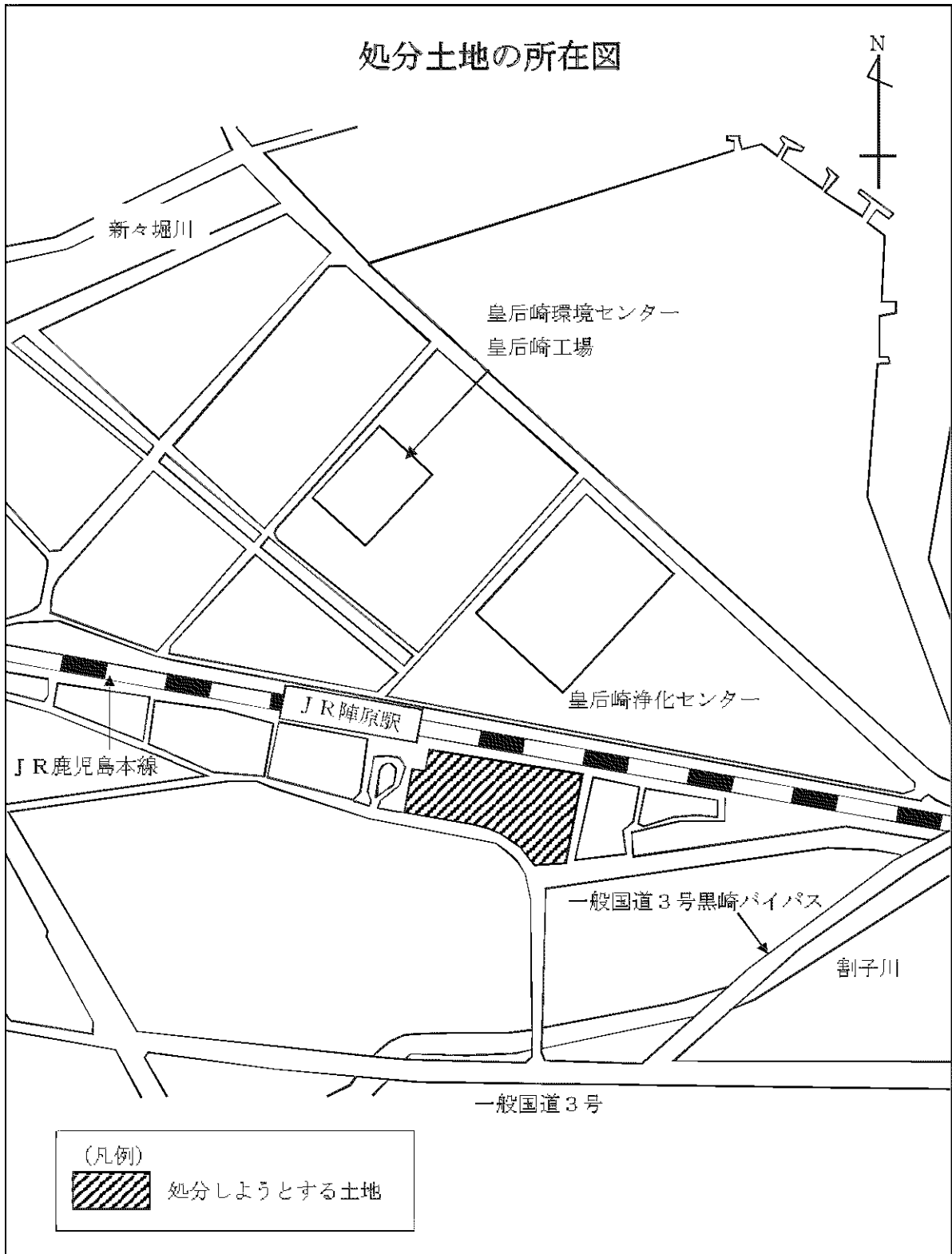
令和4年2月18日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 八幡西区陣原一丁目に所在する市有地を医療提供施設用地、住宅用地及び商業施設用地として売り払うため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 土地の地目及び所在地
宅地
八幡西区陣原一丁目2番103
- 2 土地の面積
2万500.01平方メートル
- 3 売払い予定金額
18億46万円



議案第 4 1 号

北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を次のとおり指定する。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第 3 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

記

1 指定する郵便局の名称

若松高須郵便局

八幡南郵便局

2 指定する郵便局において取り扱う事務

(1) 戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）第 1 0 条第 1 項の規定に基づく同項の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第 1 2 0 条第 1 項の磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「戸籍謄本等」という。）の交付（当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）又は同法第 1 2 条の 2 において準用する同法第 1 0 条第 1 項の規定に基づく同法第 1 2 条の 2 の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第 1 2 0 条第 1 項の磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「除籍謄本等」という。）の交付（当該除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は除籍謄本等の引渡し

(2) 住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 2 条第 1 項の規定に基づく同項の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（以下この号において「住民票の写し等」という。）の交付又は同法第 1 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく同項の除票の写し若しくは除票記載事項証明書（以下この号において「除票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等又は除票の写し等の引渡し

(3) 住民基本台帳法第 2 0 条第 1 項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し（以下この号において「戸籍の附票の写し」という。）の交付（当該戸籍の附票に記録されている者に対するものに限る。）又は同法第 2 1 条

の3第1項の規定に基づく同項の戸籍の附票の除票の写し（以下この号において「戸籍の附票の除票の写し」という。）の交付（当該戸籍の附票の除票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの引渡し

(4) 住民基本台帳法第24条の規定に基づく同条の届出の受付及び当該届出に係る同法第22条第2項に規定する文書の引渡し

(5) 北九州市印鑑条例（昭和38年北九州市条例第60号）第14条第2項の規定に基づく同項の印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の申請の受付及び当該申請に係る同項の印鑑登録証明書の引渡し

3 指定する郵便局において事務を取り扱う期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

参 考

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 (抜粋)

(郵便局の指定等)

第3条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

(1)～(4) 略

2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、日本郵便株式会社に協議しなければならない。

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第1項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 略

5 略

議案第42号

公有水面埋立てによる土地確認について
次のとおり公有水面埋立てによる土地を確認する。

令和4年2月18日提出

北九州市長 北 橋 健 治

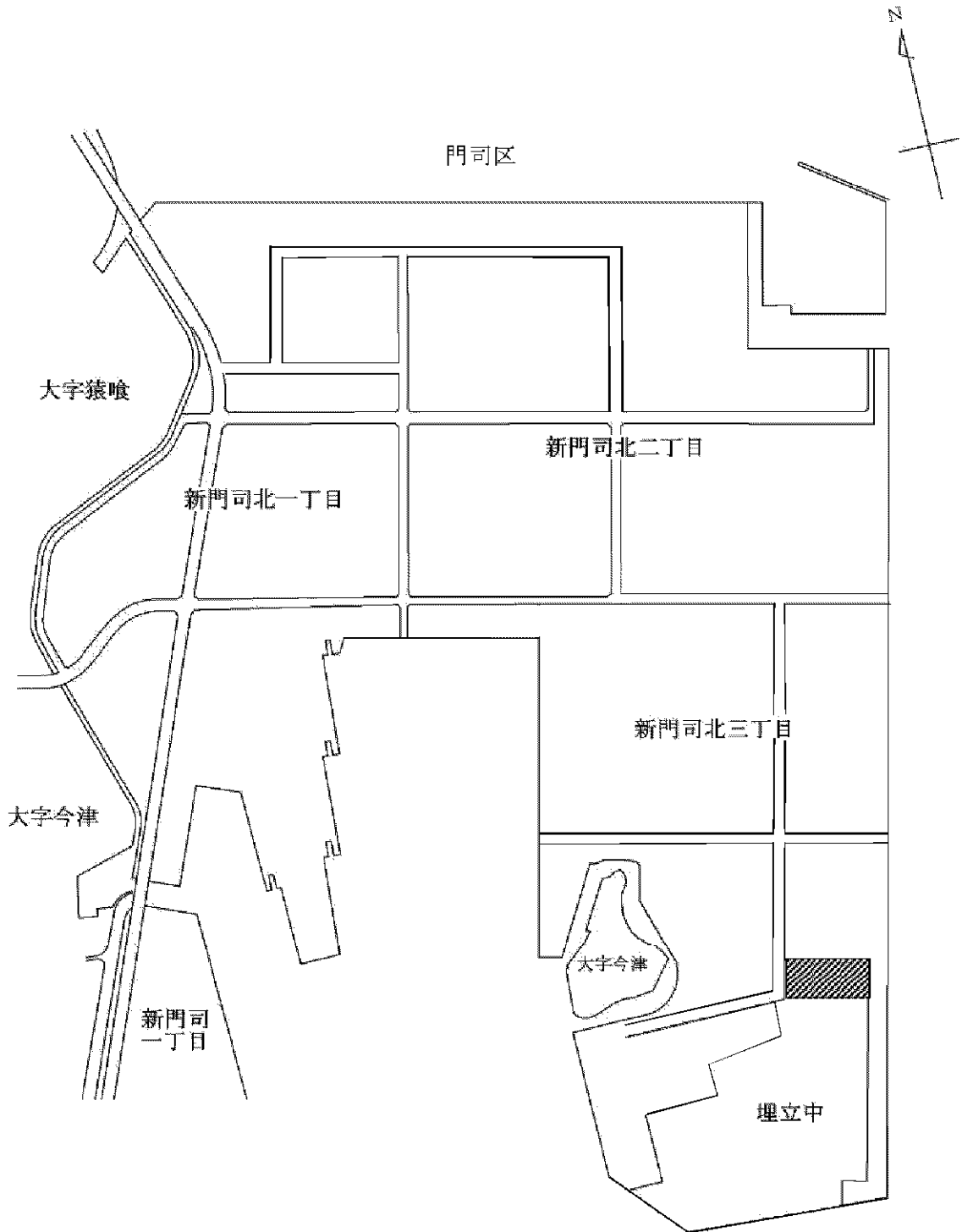
提案理由 公有水面埋立工事により造成された土地が、市の区域内に新たに生じた土地であることを確認する必要があるので、地方自治法第9条の5第1項の規定により、この案を提出する。

記

市の区域内に新たに生じた土地

北九州市門司区新門司北三丁目1の1、1の16、1の20、1の22地先
1万3,265.82平方メートル

門司区新門司北三丁目地先埋立地付近図



(凡例)
埋立地 (新たに生じた土地)

地方自治法（抜粋）

（あらたに生じた土地の確認）

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

2 略

議案第43号

町の区域の変更について

町の区域を次のとおり変更する。

令和4年2月18日提出

北九州市長 北 橋 健 治

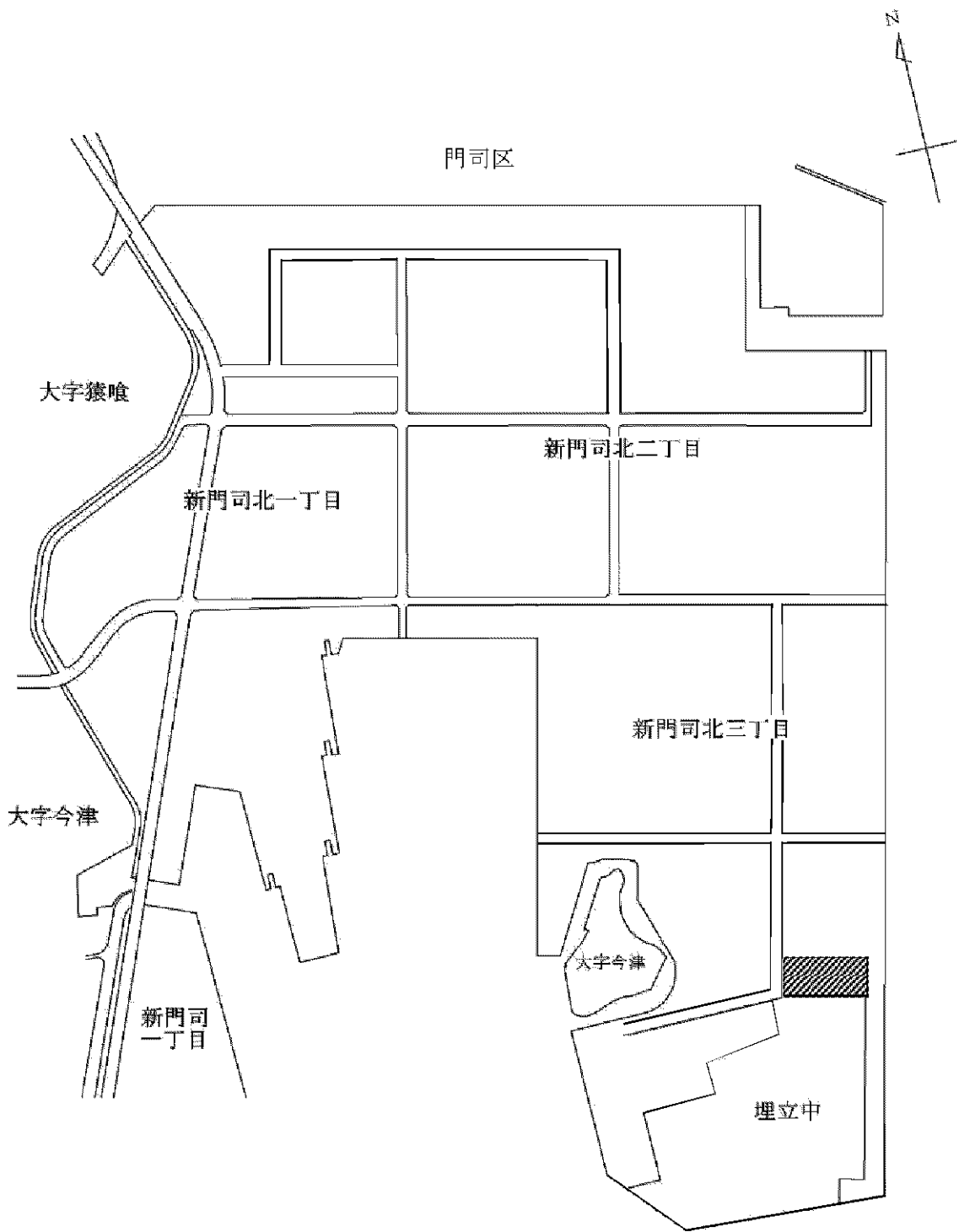
提案理由 公有水面埋立工事により市の区域内に新たに土地を生じたため、当該土地を町の区域に編入する必要があるので、地方自治法第260条第1項の規定により、この案を提出する。

記

町の区域の変更

北九州市門司区新門司北三丁目1の1、1の16、1の20、1の22地先1万3,265.82平方メートルを北九州市門司区新門司北三丁目の町区域に編入する。

門司区新門司北三丁目地先埋立地付近図



(凡例)
埋立地 (新門司北三丁目)に編入する区域

地方自治法（抜粋）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 略

3 略

議案第44号

鹿児島本線戸畑・枝光間及び鹿児島貨物線浜小倉・黒崎間汐井町
牧山海岸線架道橋新設工事委託協定の一部変更について

平成28年12月北九州市議会定例会において議決を経た鹿児島本線戸畑・枝光間及び鹿児島貨物線浜小倉・黒崎間汐井町牧山海岸線架道橋新設工事委託協定（平成31年3月北九州市議会定例会及び令和元年12月北九州市議会定例会において一部変更）の一部を次のとおり変更する。

令和4年2月18日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 鹿児島本線戸畑・枝光間及び鹿児島貨物線浜小倉・黒崎間汐井町牧山海岸線架道橋新設工事委託協定について、委託期間を変更する必要がある
ので、この案を提出する。

記

協定変更内容

既決委託期間

平成28年12月9日から平成34年3月31日まで

変更委託期間

平成28年12月9日から令和4年9月30日まで

参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 45 号

基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更
に関する同意について

基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に同意する

。

令和 4 年 2 月 18 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に係る同公社の定款
の変更について同公社から同意を求められたので、地方道路公社法第 5 条第
6 項の規定により、この案を提出する。

記

令和 3 年 12 月 6 日付福北総第 112 号をもって同意を求められた別記の福
岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に係る同公社の定款の変更につ
いては、同意する。

別記

変更前

(基本財産の額)

第16条 この道路公社の基本財産の額は、2,247億3,260万円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。

福岡県	1,123億6,630万円
福岡市	836億1,850万円
北九州市	287億4,780万円

変更後

(基本財産の額)

第16条 この道路公社の基本財産の額は、2,250億5,660万円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。

福岡県	1,125億2,830万円
福岡市	837億8,050万円
北九州市	287億4,780万円

参 考

地方道路公社法（抜粋）

（定款）

第5条 道路公社は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

（1）～（7） 略

（8） 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項

（9） 略

2 定款の変更は、国土交通大臣（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定市」という。）以外の第8条の市が設立した道路公社にあつては都道府県知事とし、以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 略

4 略

5 道路公社は、第2項の認可の申請をしようとするときは、第3項に規定する場合を除き、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

6 設立団体は、第3項の規定により第2項の認可の申請をしようとするとき、又は前項の同意をしようとする場合において当該定款の変更が業務の範囲の変更若しくは基本財産の額の増加に係るものであるときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

議案第46号

包括外部監査契約締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結する。

令和4年2月18日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 包括外部監査契約を締結するに当たり、地方自治法第252条の3
6第1項の規定により、この案を提出する。

記

1 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

令和4年4月1日

3 契約金額

1,629万6,296円を上限とする額

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後の一括払いとする。ただし、相手方から請求があった場合において、必要があると認めるときは、一部の費用について概算払とすることができるものとする。

5 契約の相手方及びその資格

北九州市戸畑区一枝一丁目6番32号

小島智也

公認会計士

参 考

地方自治法（抜粋）

（包括外部監査契約の締結）

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（1） 略

（2） 政令で定める市

2～8 略

地方自治法施行令（抜粋）

（包括外部監査契約を締結しなければならない市）

第174条の49の26 地方自治法第252条の36第1項第2号に規定する政令で定める市は、指定都市及び中核市とする。

議案第47号

指定管理者の指定について（北九州市旧古河鋳業若松ビル）

北九州市旧古河鋳業若松ビルについて指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年2月18日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州市旧古河鋳業若松ビルについて、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
北九州市旧古河鋳業若松ビル
- 2 指定管理者に指定する者
株式会社スピナ
- 3 指定する期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。